

## 地域経済の活性化に関する提言・重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細やかな対策を総合的かつ継続的に講じること。
2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、平成 22 年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図るべく、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
3. 地域経済を活性化するため、半島振興法などに基づく減収補てん措置の延長など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。  
また、工業団地の開発を促進するため、関係法令の運用を改善し、迅速に開発が行えるようにすること。
4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、案内板等の外国語表記の推進など、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
5. 電源立地地域対策等について
  - (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間の恒久化と交付限度額の拡充を図ること。
  - (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。